

令和6年度 第1回 江別市防災会議・江別市水防協議会 合同会議 議事録

- 日 時:令和7年1月27日(月)10時 00 分から 11時00 分まで
- 場 所:江別市民会館 小ホール
- 出席者:別紙のとおり
- 傍聴者:なし

1 開会

2 会長挨拶

会 長: 本日は、時節柄大変お忙しい中、委員の皆さまに「江別市防災会議・江別市水防協議会の合同会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は任期満了に伴う市民公募委員の改選があったほか、各関係機関におきましても異動などがありましたことから、新たにご参加いただく方も多数いらっしゃいます。様々なお立場からご意見、ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

また、昨年8月には、地震を想定した総合防災訓練を実施しております。防災関係機関の連携訓練として、消防、警察、自衛隊、江別建設業協会による救出訓練にご協力いただいたほか、関係機関の皆様には、各種体験・展示コーナー等における器材の提供、出展のご協力など、様々なご支援をいただきましたことに、この場を借りて、感謝申し上げます。

さて、昨今の災害対応についてであります。江別市においては、後の報告事項とさせていただきますが、幸いにも、大きな被害に至るような災害は発生していない状況であります。

ただ、全国的に見ますと、令和6年は元日の能登半島地震に始まり、9月には豪雨が被災地に追い打ちをかけ、水道の復旧や仮設住宅の建設が遅れ、今もなお避難所生活をされている方がいる状況です。

また、8月には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が出されるなど、大きな災害がいつどこで起きるかわからない状態にあると思っております。

市といたしましては、国の防災基本計画や北海道地域防災計画等の修正を踏まえ、今後、地域防災計画や水防計画に反映しようと考えておりますので、その際には皆様の忌憚のないご意見を、よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、次第にありますとおり、報告事項といたしまして、防災対策の概要について。協議事項といたしまして、江別市地域防災計画の修正及び江別市水防計画の修正について、ご協議をお願いする予定でございます。

このほか、4件の情報提供をいただく予定でありますので、各機関の皆様からも情報提供などありましたら、積極的にご発言くださいますよう、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 報告事項

防災対策の概要について

会 長: それでは3の議事に入らせていただきます。

初めに(1)報告事項の「防災対策の概要について」事務局より報告をお願いいたします。

事務局：防災対策の概要について、ご説明いたします。資料1「防災対策の概要」をご覧ください。

ここには、令和5年12月から令和6年12月までの防災対策の概要について記載しております。初めに、1 警報等に伴う対応についてであります。記載の通り、計11回の警報等の発表に伴い、危機対策・防災担当や関係する所管課で対応し、内容は記載の通りであります。

なお、気象情報の未発表のところがありますが、江別市で警報等が発表されませんでした。江別市に影響のある河川のうち、札幌市や岩見沢市などの上流に位置している水位観測所において、基準となる水位を超えたため、江別市が注意体制をとったものであります。

次に、2、各種訓練の実施状況等についてご説明いたします。

令和6年度に実施した訓練一覧を記載しております。中段に記載しております、総合防災訓練は防災会議委員の皆様方にもご参加していただいたところであり、警察や自衛隊などの防災関係機関、約30団体の方々、市民、合わせて約1700名が参加していただきました。他の訓練等は記載の通りであります。

次に、3 主要訓練の実施計画であります。総合防災訓練は、2年に1回の実施としていることから、令和7年度におきましては、総合防災訓練の実施はいたしません。

また、地域に根差した住民参加型の実践的な訓練である地域連携避難所運営訓練につきましては、江別・野幌・大麻の3地区を輪番制に実施しており、令和7年度は、大麻地区で2回実施する予定であります。

以上です。

会 長：ただいま、事務局から「防災対策の概要について」説明がありましたが、委員の皆様からのご質問、ご意見等がありましたら伺います。

(質問、意見等なし)

(2) 協議事項

ア 江別市地域防災計画の修正について

会 長：(2)協議事項に移ります。

「ア 江別市地域防災計画の修正について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地域防災計画の修正概要について、ご説明いたします。

お手元にあります【資料2】をご覧ください。

地域防災計画は、災害対策基本法案に基づき、防災会議が策定する計画であり、この計画は、「一般災害対策」「地震災害対策編」「資料編」の3編で編成され、今回の修正の趣旨は、国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正や、市の防災対策、組織改編等を反映させる他、所要の修正を行うものであります。

なお、昨年度につきましては、北海道地域防災計画と構成の整合を図るため、章や節の並び替えなど、計画の構成上の大幅な修正を行いましたが、今回は大幅な修正はなく、例年同様の修正となります。

それでは、4 修正概要 (1) 一般災害対策編の主な修正内容についてご説明いたします。

まず、「災害ボランティアセンターの運営者や、設置場所等の明確化に努める旨の記載」についてありますが、【資料 3-1】新旧対照表5ページ中段 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備をご覧ください。

災害ボランティアセンターの運営者を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置、運

営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努める旨、追記したところであります。

持参していただきました、地域防災計画の126ページをご覧ください。

市では、平成25年度、地域防災計画から「第5章、災害応急対策計画の第31節 災害ボランティアとの連携計画」において、「災害ボランティアセンター」は、錦町14-87江別市総合社会福祉センター内に設置し、江別市社会福祉協議会が運営する。設置・運営の詳細は、運営要綱及び運営マニュアルによる旨を記載していたところであります。

今回、防災対策として、災害応急対策計画の前段階である災害予防計画にも、北海道地域防災計画の修正に合わせて、災害ボランティアセンターに関することを追記したものであります。

なお、これ以降ご説明する箇所につきましては、【資料2】と【資料3-1】新旧対照表を照らし合わせてご確認ください。

続きまして、「建設省(当時)通達に基づく土砂災害危険箇所の取扱い終了に伴う記述等の削除」についてであります。新旧対照表6ページ下段、1 土砂災害危険箇所数を削除するものであります。

平成12年に制定された土砂災害防止法は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりとなる土砂災害を対象にしたものであり、指定にあたっては、都道府県が調査を実施することになっており、北海道において、実地調査をした結果、江別市では令和3年度地域防災計画に、土砂災害警戒区域等を反映したところであります。

また、全国的においては、令和3年度末に、土砂災害危険箇所全部の調査、指定を終えたことから、国では、平成12年度に、土砂災害防止法が制定してから、警戒避難体制の整備を要する区域の調査、公表の仕組みが引き継がれていた、昭和41年の建設省課長通達に基づく土砂災害危険箇所を、令和6年度から使用しないこととしたため、今回の地域防災計画から削除するものであります。

同様に、【資料3-3】の資料編5ページの急傾斜地崩壊危険箇所図を削除するものであります。

なお、地域防災計画の資料編31ページから34ページにかけて、土砂災害警戒区域図を掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、緊急車両通行の標章等に係る災害発生前の交付手続を積極的に行う旨を記載についてであります。新旧対照表7ページ中段の第13節 第3の 2 緊急通行車両の確認手続をご覧ください。

現行の事前届出制度では、緊急通行車両等事前届出済証の交付に留まり、災害発生後に、警察署から、緊急通行車両標章と証明書を交付されていたものが、令和5年9月の災害対策基本法施行令等の改正により、災害発生前においても、緊急通行車両等であることの確認を受け、緊急通行車両標章と証明書が交付されることになったものであります。

次に、(2)地震災害対策編の修正内容について、説明いたします。

「緊急地震速報の発表基準の変更を反映」については、【資料3-2】地震対策編新旧対照表1ページ上段に記載している内容のとおりであります。

次に、(3)資料編の主な修正内容をご説明いたします。

まず、令和6年4月の人事異動に伴い、子ども家庭部が創設されたことに伴い、災害対策本部組織を改編し、避難対策班を2班に分け、併せて所掌事務を修正したものであります。詳細は、【資料3-3】新旧対照表1ページから3ページにかけて記載している内容のとおりであります。

続きまして、「新たに締結した災害時協力協定団体2団体」の追加であります。新旧対照表7ページをご覧ください。

No.70のエートス協同組合は、自動車の輸送・レッカー、整備、解体を行っている企業で構成される全国的な組合であり、この組合との協定締結により、特に洪水などの災害発生後に、道路上に発生する放置車両、水損車両等の速やかなレッカー移動による道路啓開が可能になるほか、被災車両の保管や修理、買取、廃車処理といった所有者サービス、復興支援に至るまで、一連で対応してもらうものであります。

次に、(4)その他の修正であります。時点修正や字句修正、その他所要の修正を行っております。

以上です。

会 長： ただいま、「江別市地域防災計画の修正について」事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様からのご質問、ご確認事項やご意見等あればお願いいたします。

(質問、意見等なし)

それでは、「ア 地域防災計画の修正について」は承認されました。

イ 江別市水防計画の修正について

会 長： つづきまして、「イ 江別市水防計画の修正について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 江別市水防計画の修正についてでございますが、お手元の【資料4】 江別市水防計画の修正概要をご覧ください。

本年度の修正は資料編で4項目であります。詳細につきましては、【資料5】江別市水防計画書(案)の新旧対照表をご覧ください。

1 ページにつきましては、江別市災害対策本部運営規程の改正によるものであり、地域防災計画と同様の修正を行っております。

次に、2ページから6ページにつきましては、重要水防区域の変更によるものであり、北海道開発局から毎年発表される資料に基づき、修正を行っております。

修正の内容といたしましては、石狩川や千歳川の整備等に伴う危険箇所の減の他、延長、計画高水位、現況築堤高等の諸元の変更となっております。

次に7ページにつきましては、警報、注意報発表基準の変更によるものであり、札幌管区气象台から発表される資料に基づき、地域防災計画と同様の修正を行っております。

次に8ページから9ページにつきましては、浸水想定区域内における要配慮者利用施設の指定及び解除による修正を行っております。

説明は以上であります。

会 長： ただいま、事務局から江別市水防計画の修正について、本編での修正はなく、資料編の修正について説明がありました。皆様方からの、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

今回の修正については承認されました。

ウ その他

会 長： 次に次第の「ウ その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： ありません。

4 情報提供

(1) デジタルアメダスアプリの北海道における先行公開について

会 長： それでは次に、「4 情報提供」へ移ります。それでは、「(1)デジタルアメダスアプリの北海道における先行公開について」気象庁札幌管区気象台様からご説明をお願いいたします。

平澤次長： 札幌管区気象台気象防災部次長の平澤です。これより先は座って説明させていただきます。

気象庁では、デジタルアメダスアプリの北海道先行公開といった取組をおこなっておりますので、これについて紹介させていただきます。

令和6年4月から、デジタルアメダスアプリの北海道を対象にして先行公開をしております。これは、今まではアメダスを活用したデータしか気象データとして提供できなかったものを、アメダスのデータを含めて気象衛星や観測データを基にして、面的に気象データを公開するようにしており、これをアプリ化することによって、任意の場所での気象データが取れるようになったものです。

中身について、どのようなものが見られるのかというところですが、資料の2ページ目になります。アプリで閲覧してもらえる面的データですが、天気、気温、降水量、日照時間、積雪深、降雪量、雷の動き、地上の風、雨雲の動きといったものを見ることができます。このほかにも、気温、降水量、日照時間の過去データ、それから積算値、海面水温や表層水温、波浪などの海洋データも見ることができます。

これについて様々な場所で紹介しているのですが、利用者からの評判が良く、今まではアメダス地点のあるところではしか資料は見られなかったのですが、任意の場所で見ることができるようになってから、皆様に活用していただきたいと思いますご紹介いたしました。

アプリはスマホでのダウンロードになりますので、Android版と iOS 版の両方がありますので、スマホで「デジタルアメダス」と検索していただき、ダウンロードしていただければと思います。詳しい取扱い方法などに関しては、資料に記載している URL を参照いただければと思います。

ご不明点などありましたら、札幌管区気象台危機防災推進課やお天気相談所の方へお問い合わせいただければ、詳しく解説もらえると思いますので、ぜひ活用の方をお願いいたします。

気象台からは以上です。

会 長： 札幌管区気象台からデジタルアメダスアプリについてのご説明がございました。

今までは点でしか見られなかったアメダスの情報が、面で見ることができ、アメダスの観測点がない場所の情報も見ることができるようになったということで、大変便利なアプリだということでございます。これは無料で利用できるのでしょうか。

平澤次長： もちろん無料です。

会 長： 無料で使えるということで、皆様も活用していただければと思います。農業でも使っていけるでしょうし、普段の観光などで自分がこれから行きたいところの天気を見ることができるということが、大変便利だと感じております。皆様方からご質問ご意見あればお願いいたします。

(質問、意見等なし)

(2) 保健所における健康危機管理機能強化に関する取組

会 長： それでは次に移りたいと思います。

「(2) 保健所における健康危機管理機能強化に関する取組」ということで、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室からご説明をお願いいたします。

高橋室長： 本日はお世話になっております。石狩振興局保健環境部保健行政室室長の高橋と申します。皆様方には江別保健所と言った方が、馴染がいいかと思います。江別保健所として説明をさせていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元の【資料7】「保健所における健康危機管理機能強化に関する取組」ということで、情報提供させていただきます。保健所では、皆様ご存じの通り、公衆衛生分野の業務を所管しておりますけれども、この業務の中に健康危機管理に関する業務が位置付けられているところでございます。

ここでいう健康危機管理とは、スライド2の中ほどに、医薬品、食中毒、感染症など、何らかの原因により発生する生命健康を脅かす事態と定義をされておりまして、災害に関しましては、保健所における、健康危機管理対象12分野の「④災害有事・重大健康危機」として位置付けられております。

従前より健康危機管理事案の発生に備えまして、職員の研修などに取り組んできたところでございますが、胆振東部地震の発生や新型コロナの場合など、深刻な健康危機管理事案が発生しておりますことから、こうした事案に対応する保健所機能強化などを目的にいたしまして、要綱設置ではございますけれども、令和4年度、道本庁保健福祉部内に健康危機管理研修等推進室を設置し、取り組みを進めているところでございます。

業務内容につきましては、下段に記載の通り、保健所職員でも、研修の実施でありますとか、専門職の国の機会を設けて、研修派遣、検査体制などの充実となっているところでございます。

その組織体制につきましては、1枚めくっていただきまして、組織体制ということで、道本庁保健福祉部健康安全局長を室長として位置付けまして、関係各課の職員で構成されているところでございます。

その下段、主な取り組みといたしましては、国の保健衛生分野に係る研修機関であります、国立保健医療科学院等への職員の派遣や、この後説明をいたします、DHEAT関係研修、健康危機管理機能強化研修の開催などを行っているところでございます。

健康危機管理機能強化研修につきましては5ページでございます

保健所職員を階層別に分けまして、毎年度実施しているところでございます。コロナ禍により一時中断しておりましたが、令和4年度より再開をし、4年、5年と感染症対応をテーマにして実施しておりましたが、今年度は、昨年元日の能登半島地震の発生を受けまして、地震発生時の初動対応などをテーマに開催しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、その上段、スライドの7番になりますけれども、災害時健康危機管理支援チームの活動の枠組みとして、活動の概要を記載しています。このチーム名については、最近ニュース等でも取り上げられることもあります、DHEAT(ディヒート)と略して言われているところでございます。

このDHEATについてですが、地震などの災害が発生した場合、被災都道府県には災害の状況に応じまして、保健医療福祉活動の総合調整を行う、保健医療調整本部が立ち上がります。

この本部の指揮のもと、各保健所は、市町村の支援などを行うこととなります。その際、市町村の支援などを行う、被災地の保健所の業務を支援するために、各都道府県から補填される保健所長でいたり、保健所の専門職で構成するチームをDHEATと言います。

当初は保険所の支援を行うことがこのDHEATチームの目的でございましたけれども、昨年発生した能登半島地震では、石川県庁に設置された保健医療調整本部の運営支援や、石川県の保健所に代わって、市町村の支援を行うなど、活動の範囲が広がっております。国や全国DHEAT協議会が中心となりまして、活動内容の検討なども、現在進められているところでございます。

当保健所からも保健師2名が石川県に派遣されたところでございますが、以下、スライド番号8、9に能登半島地震における道のDHEAT活動の対応などを記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

会 長：ありがとうございます。ただいま、保健所における健康危機管理機能強化に関する取組ということでご説明をいただきました。皆様方からご質問、確認事項等あれば伺いいたします。

(質問、意見等なし)

会 長：今のご説明にもありましたように、災害が起きたとき、また、健康危機が起きたときには保健所の方々が出航対応するという組織体制になっているとのことでした。

また、他県からの応援体制もできているということで、何事も起きないことが一番良いですが、何か起きたときには皆さんと協力して対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 能登半島地震における当社の対応等について

会 長：続きまして、(3)能登半島地震における対応等について、北海道電力ネットワーク株式会社様からご説明をお願いいたします。

松野 所 長： 日頃よりお世話になってございます。北海道電力ネットワーク札幌東ネットワークセンターの松野でございます。お時間も限られておりますので、座らせていただいております。

電力の方からですね、昨年の元旦に発生しました能登半島地震にどのような対応をしたのかというのを簡単なスライドにまとめてございます。スライドの順番が前後しますが、どうぞおつき合ください。

まずは、スライドの5番をお開きください。昨年の1月に能登半島を中心に震度7の地震が発生しまして、4万戸の停電が発生し、最終的には6万7千戸の停電につながってございます。

被害設備としては、よく言われる奥能登、先端のですね、この4自治体での損傷が非常に激しくて、北電だけではなく、電力10社で災害時連携に基づき、電力間広域応援を実施しております。

1月11日に北電から第一陣として19名、第二陣で19名、第三陣として31名を北海道電力から派遣して、災害対応にあたっております。

実際には1月4日ぐらいまでには、応援体制が整っており、すぐにでも応援に行きたいと思っていたのですが、北陸電力さんの方からですね、陸路と港湾の被災状況が確認できないということで、行っても二次被害の恐れがあったことから、しばらく1月11日までは待機となっております。

北陸につながる陸路を活用し、中部電力、関西電力、東北電力、東京電力などの陸続きにある電力は、すべて先行して現地の復旧に当たっております。

続きましてスライド2をお開きください。

先ほど述べたとおり、最大震度7が発生しまして、テレビのニュースでも皆さんご承知のように、津波警報が発出され、輪島市では1.2メートルの津波を観測したところです。

被害状況については、後々ニュースも流れてきましたが、道路のほか、家屋の倒壊、地割れ、土地の隆起など、こういった甚大な被害がある土地での復旧作業となりました。

次にスライド3です。

当初は4万戸の停電が発生していたのですが、最終的に6万7千戸となった要因としては、家屋が倒壊していても電気が通っていたケースなどの安全上のリスクを考えまして、予防停電の措置を取るなどして、最後の復旧に至るまでに4万7千戸という形になってございます。

次スライドの4でございます。

能登半島地震は、一般的な地震に比べて道路の破損、交通の寸断が非常に激しくありまして、停電地域までの到達が困難な場所が多数ございました。そういったところの電柱や電力設備の復旧作業

を行いました。

次はスライド 6 と 7 をご覧ください。

電力の災害時連携計画の概要をまとめています。身近でいうと、北海道で 2018 年に胆振東部地震がございました。このときも電力の安定供給確保ということで、日本全国から電力会社 10 社が北海道に入りまして、道内各地で復旧活動をされてございます。

非常災害時は、電力以外のインフラ設備もございまして、建物、河川、道路も被害を受けることから、自治体、自衛隊、通信事業者などと連携して復旧していくことが重要でございます。

一番重要なのは燃料の確保になります。車は燃料がないと動かないので、石油会社と連携してタンクローリーを確保しながら、復旧するという形をとっております。

スライド 8 は、応援に入った各電力各社の実績と拠点を示しています。

陸路で入った電力会社は、人も物資も大量に持ってきます。ただ、北電や九州、沖縄、四国は少し離れていますので、人は運べるのですが、機材関係はフェリーを使用することから、物資の運送は限定的になります。

なので、車は現地に置いておいて、人だけの交代という形をとっています。行程的にはですね新千歳空港から小松空港まで飛行機で行って交代をしています。それがスライド 9 になります。

北海道の拠点からは、こういう災害が起きた場合は千歳と苫小牧を拠点として動きます。航路としては敦賀港、空路としては小松空港に現地入りします。

ちなみに、江別でもしこのような災害が起きた場合、陸路となりますので、札幌からはもちろん、旭川、岩見沢、苫小牧方面からのピストンによる現地入りによって、復旧活動をする形となります。

スライド 10 は作業状況です。

ニュースでもありましたが、現地は通れる道路が少ないということで、災害により交通量の制限、渋滞が日常茶飯事になりました。ですから自社の復旧班も宿泊先から拠点まで移動に 5 時間かかり、なかなか復旧が進まない状況となりました。

復旧活動としては、輪島市門前町地区を中心に、電柱の建て替えや高圧線の工事をやりました。

最後に 11、12、13 スライドは、現地の復旧状況の写真でございます。

現地には、水の出るホテルや温泉地区があるわけではありませんので、復旧班は雨をしのげる掘っ立て小屋を現地でお借りして、指揮者用の大型 D 型テントを張りまして、このなかで、北電本社及び他電力会社との連絡や現地の復旧状況のミーティングを復旧期間中は行っております。

スライドとしてはここまでですが、自治体向けに参考としてお話しておきたいことがございます。

自治体防災業務における電力データの活用についてです。電力データの活用ということで、産業省、資源エネルギー庁からマニュアルが出されてございます。

これはどういったものかという、要は保有する電力データを自治体の防災に使っていいですよという内容です。令和 2 年 6 月に施行された、電気事業法第 34 条第 1 項に基づき、自治体が電力データを防災業務に利活用するため、データを取りまとめたものでございます。

具体的には、重要施設となる避難場所や病院の運営支援、エリア支援、エリア別に現時点で停電している場所を示したマップ図の提供、救助支援や被災者特定の支援を行います。

また、避難行動要支援者で、ご自宅に医療設備があつて、停電が起こればバック電源で 1 時間もつという機器を使用している方や、ペースメーカーを使用されている要介護の方の情報を電力会社で持っていますので、そのデータの提供や、病院や市役所などフォーマルとなる重要施設で停電とな

った場合の回避、再送電の情報など電力関係で握っているデータを、自治体の防災業務に利活用していただくため共有するという形となります。

こちらの方は電力会社から出すということではなくて、自治体からの要請をいただいた上での情報提供となりますので、ぜひ今後、ご検討いただければと思います。

最後まとめです。

電力インフラを使った電力会社として、平素より江別市をはじめとする地域社会の皆様と、より繋がりを深め、災害時には、皆様に安全安心な環境の確保はもちろん、総合支援体制の構築にも、防災訓練などを通して努めていきたいと思っております。

以上となります。どうぞよろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。今北海道電力ネットワーク株式会社様からですね、能登半島での地震の対応と、今どういう状況で活動を行われているかということのご説明がありました。皆様方からご質問ありませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

会 長： 今のご説明の中で、全国 10 社から応援が入った時に、中でも燃料が大切であるというお話をいただきました。市の防災担当も、そこはしっかりと留意していきたいと思えます。

松野 所 長： そうですね。前回の胆振東部地震の時に、ガソリンスタンドに行っても一般の車が並んでいて、防災関係の車両が給油できない状態となっていました。

なので、電源車用と一般車両用にタンクローリーを数台確保して、復旧に行くときにタンクローリーと一緒についていくという形をとっております。

そういう形をとらないと、電気の復旧は 1 時間で終わるものもあれば、5、6時間掛かるものもあります。

要は電柱が折れてしまって末端にお客さんがいる場合、そこで待機しないといけません。ですが、車のエンジンは、冬期間は切ることができません。作業を継続するためにタンクローリーが後ろをくっついて、給油をすることが盲点なのですが、必要となります。なので、胆振東部地震の時にも、車の燃料の確保には注視していました。

会 長： 防災担当でも、そのところをきちんと明確に注視していきたいと思えます。ありがとうございます。

(4) 千歳川流域水害対策計画について

会 長： 続きまして、(4)千歳川流域水害対策計画について、市治水課から説明をお願いいたします。

西山課長： それでは、千歳川流域水害対策計画についてご説明いたします。

資料 9 をご覧ください。石狩川水系である千歳川流域において、令和 6 年 7 月、北海道開発局北海道の他、千歳川流域の江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町が共同して、千歳川流域水害対策計画を策定いたしました。今後、この計画に基づき、河川整備の促進の他、流域のあらゆる関係者が協働して、流域治水の取り組みを進め、治水安全度の向上を目指すものであります。

1 ページをご覧ください。①「流域治水」の本格的な実践に向けた千歳川等の特定都市河川への指定であります。まず、千歳川流域の治水上の課題としては、流域には広大な低平地が広がり、河川の勾配も緩いため、江別市に合流する石狩川の水位が大雨により高い場合には、千歳川はその高い水位の影響を約 40km という長い距離、かつ長時間にわたり受けます。つまり、千歳川の水が石狩川に流れにくい状況となります。

また、千歳川からの氾濫を防ぐことができて、千歳川の水位が高い場合には、宅地や農地等に降った雨が千歳川に流れ込むことができず、内水氾濫による浸水被害が発生しやすくなっております。

これまで千歳川流域では、遊水地が 6 ヶ所整備されたほか、現在、堤防のかさ上げや河道の掘削等を実施しておりますが、これらの対応のみでは、早期の浸水被害の解消が困難であるため、令和 5 年 8 月 31 日に千歳川等々の流域が、国により特定都市河川浸水被害対策防止法に基づく特定都市河川に指定され、今後、河川整備の加速化の他、より一層の流域治水の取り組みを実践するものであります。

次に、2 ページをご覧ください。

②計画の考え方ではありますが、特定都市河川の指定を受けまして、国、北海道流域 4 市 2 町が共同で千歳川流域水害対策計画を策定し、浸水被害の防止、軽減を図るものであります。本計画に基づき、浸水リスク等も踏まえたハード整備の加速化、充実を図るほか、流域のあらゆる関係者の協働により、ハード、ソフトの両面において総合的かつ多層的な対策を推進するものであります。

計画に定める事項としては、法に定められており、計画期間浸水被害対策の基本方針、河川管理者や下水道管理者が主体となって実施する取り組みの他、それら以外の主体による取り組み、例えば、雨水貯留浸透施設の整備や、貯留機能保全区域の指定等とされております。

計画期間につきましては、千歳川や石狩川における河川整備計画等を踏まえ、概ね 30 年となっております。

次に 3 ページをご覧ください。

③計画の基本方針ではありますが、河川整備により浸水被害の防止、軽減を図るものの、石狩川の高い水位の影響を受け、内水氾濫による浸水被害の発生が想定されます。

そこで、浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨、計画対象降雨において想定される外水氾濫や内水氾濫に対し、関係者ごとの流域分担を設定し、目標としては、床上浸水の解消と農地湛水の軽減を目指すものであります。

流域分担の考え方ではありますが、浸水被害対策として、河川管理者や下水道管理者等が、床上浸水を解消するための目標量等を検討します。具体的には、外水氾濫対策としては、河川整備の加速化、内水氾濫対策としては、雨水貯留浸透施設の整備のほか、排水機場の運用変更、増強等の検討となっております。

ちなみに、浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨につきましては、現在の河川整備計画等を勘案し、昭和 56 年 8 月上旬の降雨を、計画対象降雨として設定しております。

次に 4 ページをご覧ください。

④計画における主な施策ではありますが、国や道が主体となる河川整備の加速化として、堤防整備や河道掘削等における、予算の重点配分や、個別補助事業等の活用により、河川整備の加速化を図ることや、直轄排水機場の機能増強等として、排水機場における排水規制の緩和、機能増強、窠場整備等により、内水対策を推進するものであります。

次に、北海道や流域市町、民間事業者等が主体となる雨水流出抑制対策として、洪水や雨水を一時的に貯留する貯留機能保全区域の指定や、雨水貯留浸透施設の整備について、税制の特例措置のほか、国や道の財政支援を活用しつつ検討すること等となっております。

また、流域全体のソフト対策として、水害リスクの共有の強化を図るため、流域一体となった各種

ソフト対策を実施するものであります。

最後に 5 ページをご覧ください。

⑤計画策定の経緯であります。令和 5 年 8 月 31 日に国により特定都市河川に指定されたことを受け、令和 5 年 10 月 30 日に第 1 回流域水害対策協議会を開催し、策定作業を開始いたしました。

その後、北海道や流域 4 市 2 町における議会への報告等を経て、協議会の事務局である国が主体となり、計画の素案の公表、パブリックコメントや流域 4 市町における住民説明会、第 2 回流域水害対策協議会等を経て、令和 6 年 7 月 26 日に計画を策定したものであります。

今後は、計画に基づく整備対策の推進を図るための具体的なメニューについて、協議会等の中で検討を行っていくものであります。

説明は以上であります。

会 長：ありがとうございます。ただいま、市治水課から千歳川流域水害対策計画についての説明がありました。皆様方から確認事項やご質問等はございませんでしょうか。

（質問、意見等なし）

会 長：今の説明では、千歳川流域が特定都市河川の指定を受けたことで流域治水の考え方が加速化するということでございます。私たちにとっては、安全安心なところが少し前に進むのではないかと思います。

会 長：このほかに、各機関から情報提供など、何かありましたらお受けいたしますが、よろしいですか。

（情報提供等なし）

5 その他

会 長：次第 5 その他に移ります。委員の皆様から、全体を通して、あるいは、このほか防災対策、治水対策についてもご意見、ご質問があればお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

（質問、意見等なし）

6 閉会

会 長：それでは、本日予定しておりました議事はすべて終了いたします。

江別市といたしましては、今後とも各関係機関との連携を強化し、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「令和 6 年度江別市防災会議・江別市水防協議会 合同会議」を終了させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以上

江別市防災会議・江別市水防協議会 出席者一覧

No.	種別		所 属 名 等	委員	
	防災	水防		役 職	氏 名
1	会長	会長	江別市	市長	後 藤 好 人
2	○	○	北海道開発局 札幌開発建設部 札幌河川事務所	所長	中 島 康 博
3	○	○	北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所	所長	正 国 之 弘
4	○		北海道開発局 札幌開発建設部 札幌道路事務所	所長	吉 野 雅 之
5	○	○	北海道開発局 札幌開発建設部 札幌北農業事務所	所長	根 城 健 介
6	○		北海道農政事務所 札幌地域拠点	総括農政推進官	川 上 晃
7	○		北海道森林管理局 石狩森林管理署 野幌森林事務所	首席森林官	足 立 康 成
8	○		北海道総合通信局 防災対策推進室	室長	伊 東 政 志
9	○		札幌管区気象台 気象防災部	次長	平 澤 朋 美
10	○		陸上自衛隊 第11旅団 第11高射特科隊	隊長	佐 藤 佑 哉
11	○		北海道石狩振興局 地域創生部 危機対策室	主幹(危機対策)	中 嶋 宣 昭
12	○		北海道石狩振興局 保健環境部 保健行政室	室長	高 橋 茂 紀
13	○	○	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 事業室事業課	課長	松 本 範 之
14		○	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 岩見沢出張所	所長	工 藤 利 忠
15	○	○	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 当別出張所	所長	木 村 敬
16	○	○	北海道札幌方面江別警察署 代理	警備課長	澤 崎 仁
17	○	○	江別市	水道事業管理者	渡 部 丈 司
18	○	○	江別市	消防長	鈴 木 拓
19	○	○	江別市	消防団長	丸 山 博 幸
20		○	江別市	総務部長	白 崎 敬 浩
21		○	江別市	建設部長	佐 藤 民 雄
22		○	江別市	水道部長	廣 木 誠
23	○	○	北海道旅客鉄道株式会社 江別駅	駅長	内 藤 幸 樹
24	○	○	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室	室長	高 野 浩 正
25	○	○	北海道電力ネットワーク株式会社 道央統括支店 札幌東ネットワークセンター	所長	松 野 和 司
26	○	○	新えべつ土地改良区	理事長	山 本 宏
27		○	道央農業協同組合 江別営農センター	センター長	布 施 望
28		○	江別建設業協会	理事副会長 防災対策委員会委員長	石 崎 昭 仁
29		○	江別市治水事業促進連絡協議会	会長	横 田 佳 孝
30	○		江別市自治会連絡協議会	会長	村 瀬 脩
31		○	江別市自治会連絡協議会	副会長	田 原 寿 夫
32	○		江別市女性団体協議会	会長	工 藤 多希子
33	○		江別市社会福祉協議会	会長	工 藤 祐 三
34	○		※公募委員		小 林 正 枝
35	○		※公募委員		橋 本 一